介護認定審査会設置形態

◎合議体委員内訳

口哦件女只门	H/ \					
			分 野		正委員	補強委員
	医	療		18人	9人	9人
			医師	16人	8人	8人
			歯科医師	2人	1人	1人
第1合議体	保	健		12人	8人	4 人
			理学療法士	4 人	3人	1人
			作業療法士	3人	2人	1人
			看護師	5人	3人	2人
	福	祉		20人	15人	5人
第8合議体			特養施設職員	4 人	4人	_
(隔週開催)			老健施設職員	4 人	4人	_
(開起)川田/			介護福祉士	3 人	2人	1 人
			社会福祉士	1人	_	1人
			介護支援専門員	7人	4人	3人
			ヘルパー	1人	1人	_
			合 計	50人	3 2 人	18人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職種	
	医療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人	
正委員	保 健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人	
(4名)	福祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員・ ヘルパーのうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人	
補強委員 (2名)	医療	1人	医師・歯科医師のうちから1人 ※1合議体のみ2人	
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・ 介護支援専門員のうちから1人 ※1合議体のみ2人	

- ※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。
- ※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。 (他の合議体への出席を依頼する場合もある。)

◎身分、任期、報酬額等

身	分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任	期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報	酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,00円、「医師及び歯科医師以外の者」 15,000円を支給する。(組合条例)
有用+16		交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)